

保護者の皆様

公共物等破損にかかる指導へのご理解とご協力をお願い

～子どもたちの「心豊かな成長」を願って(器物損壊プログラムの実施)～

I ねらい

教育指導の一環として、子どもたちの公共物を大切にする心を育て、自らの行為に対する責任の自覚させることを目的とします。

児童生徒による公共物等破損の発生件数（市立小・中・高等学校）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生件数	617件	580件	618件	662件	792件

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果より

II お願い

- 学校と連携し、児童生徒が社会的な意味を実感できるよう協働して指導場面を工夫することにご協力ください。
- 自己責任を自覚できるよう、補修活動や謝罪などの指導についてのご理解とご協力をお願いします。

III 器物損壊プログラムについて

学校では、児童生徒が学校の窓ガラスやドアなどの公共物等を故意（わざと）、または故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を自覚し、豊かな社会性を身に付けられるよう、以下のように器物損壊指導プログラムを実施いたします。

- 行為者の特定や行為の理由など、事実をできる限り正確に把握する。
- 行為者の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分把握して指導を行う。
- 行為者に自らが行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の態度（気持ち）を醸成する。
- 行為により影響を受ける人々やその生活、安全な校内生活の維持に努めている人々の姿、教育のために整えられた公共財産であること等に目を向けさせ、社会性の育成に向けて指導する。
- 自らの行為の責任について自覚を促し、できうる限り、影響を受けた人々や生活が旧に復するよう努力することが大切であることを指導する。
- その理解に立って、関係者への謝罪、破損場所の清掃や壊れた器物の補修、他のボランティア活動等によって自らの責任を示し、反省の心情を行動につなぐことができるように指導する。
- 保護者と連携を図り、児童生徒が社会的な意味を実感できるよう協働して指導場面を工夫する。
- 補修活動や謝罪など、自己責任を自覚した行動を評価し、新たな気持ちで快活な学校生活を送れるよう励まして指導を終了する。

※行為者が特定できない場合や行為が悪質で繰り返される場合など、警察に被害届を提出することも視野に入れて対応する。

令和8年 横浜市教育委員会